

令和8年度三県省道スポーツ交流事業企画運営業務委託 仕様書

1 業務名

令和8年度三県省道スポーツ交流事業企画運営業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和8年12月28日（月）まで

3 令和8年度三県省道スポーツ交流事業について

(1) 概要

本県と友好交流関係にある、中国・遼寧省、韓国・京畿道は、持ち回りで青少年（高校生）がスポーツを通じて交流を深める「三県省道スポーツ交流事業」を実行委員会形式で開催している。

令和8年度は本県での開催となることから、遼寧省や京畿道からの選手団の受入業務や歓送迎会の開催、文化交流プログラム等の運営を行うものである。

(2) 日程

令和8年8月24日（月）～8月28日（金）

	神奈川県選手団	中国選手団	韓国選手団
8月24日（月） （1日目）		空港へ出迎え ホテルに移動	空港へ出迎え ホテルに移動
	歓迎晚餐会		
8月25日（火） （2日目）	午前：親善試合		
	昼食		
	午後：文化交流プログラム		
	夕食		
8月26日（水） （3日目）	午前：親善試合		
	昼食		

- (通訳の手配等)
- ・文化交流プログラム等実施業務
(企画・調整、移動手段の確保、観光施設や体験プログラム等との調整)
- ・親善試合のサポート業務 (ユニフォームのクリーニング等) 等

【発注者 (三県省スポーツ交流事業実行委員会)】

- ・全体の進行管理
- ・親善試合の開催に係る業務
- ・宿泊施設の手配
- ・親善試合会場の手配
- ・歓送迎会会場の手配 等

※手配状況は別紙1「三県省道スポーツ交流事業実行委員会で別途手配する施設一覧」のとおり。なお、役割については業務の運営にあたって、必要に応じて随時、受注者と発注者間で協議を行い、円滑に運営することとする。

4 委託内容

(1) 全体の運営計画【企画提案事項】

受注者は、全行程のタイムスケジュール等、全体の運営計画を作成すること。

また、発注者及び、中国、韓国側との調整窓口を設置して、事前調整を行うとともに、開催期間中、全行程を管理するスタッフを1名以上配置し、開催期間中、発注者と常に連絡を取り合える体制を構築すること。

(2) イベントプログラムの手配【企画提案事項】

ア 文化交流プログラム等の手配

- (ア) 2日目と3日目の親善試合終了後の午後に、本県の文化や魅力を体験することができ、選手同士の交流が進むような文化交流プログラムを企画提案すること。

契約締結後、発注者と詳細を調整し、予約や料金支払い、ガイド等の手配をすること。

なお、文化交流プログラムの行き先は、観光施設でも構わないが、当該施設において3地域の選手同士の交流が進むようなしかけや工夫を行うこと。

- (イ) 8月27日(4日目)の親善試合終了後は、お土産等の買い物ができるような場所を企画提案することとし、契約後、当該施設と事

前調整すること。

イ 歓送迎会の進行補助

- (ア) 8月24日(月)夕方から開催する歓迎晩餐会と、8月27日(金)夕方から開催する歓送晩餐会において、中国語、韓国語それぞれ1名の通訳者の手配を行い、発注者の進行を補助すること。なお、「(4) 通訳者の手配 ア」の全行程同行する通訳者を充てることも可とする。
- (イ) 歓送晩餐会の際に行われる各国選手団の余興披露を円滑に行うため、事前に各国選手団と連絡を取り、余興の内容把握や音楽データの受領(返却)等を行うこと。

(3) 食事の手配【企画提案事項】

神奈川県選手団、中国選手団、韓国選手団の昼食(2日目、3日目、4日目)及び夕食(2日目、3日目)の手配を行うこと。特に文化交流プログラムやショッピングとの一連の流れを考慮し、高校生が満足するとともに、神奈川の魅力を体験できる、食事場所やメニューを企画提案すること。

(4) 通訳者の手配【企画提案事項】

次のとおり通訳者を手配することとし、通訳者の手配概要を企画提案すること。

- ア 全行程同行する通訳者を中国語、韓国語それぞれ1名以上手配すること。なお、行程中、別の通訳者に交代をすることは可とする。
- イ サッカー会場、バスケットボール会場、卓球会場の各試合会場に、中国語、韓国語それぞれ1名以上の通訳者を配置すること。なお、上記3つの競技会場のうち1つについては、アの全行程同行する通訳者を充てることも可とする。
- ウ 受注者は、通訳者のプロフィールや資格情報、これまでの通訳実績等を提示することとし、契約後、改めて発注者に事前の確認を取ること。

(5) 添乗員の手配

文化交流プログラムを案内する添乗員を2名以上手配すること。
なお、添乗員は旅程管理業務を行う主任者証の資格を有するものとする。

(6) ユニフォームのクリーニングの手配【企画提案事項】

毎日、親善試合後、中国・韓国選手団のユニフォームを回収して、ク

リーニングを行い、翌日朝までに返却する対応を行うこととし、具体的な実施方法を企画提案すること。

(7) 貸切バスの手配

- ア 受注者は、神奈川県選手団、中国選手団、韓国選手団及び発注者の移動手段として貸切バスを各1台以上手配すること。なお、発注者の移動手段として手配する貸切バスは10名以上が乗車可能な小型バスとすること。
- イ 会場間の移動にあたっては、発注者が別に手配する宿泊施設、試合会場、歓送迎会会場と調整を行うこと。
- ウ バスは、主に次の会場間の移動として使用するものとし、契約締結後、発注者と詳細を協議すること。
 - (ア) 中国選手団・韓国選手団の空港と宿泊施設間の送迎（1日目、5日目）
 - (イ) 中国選手団・韓国選手団の宿泊施設から歓送迎会場への移動（1日目）
 - (ウ) 中国選手団・韓国選手団の宿泊施設から試合会場への移動（2日目、3日目、4日目）
 - (エ) 神奈川県選手団・中国選手団・韓国選手団が、試合終了後、昼食会場や文化交流プログラム会場（ショッピング施設）、夕食会場に行き、宿泊施設等に戻るための移動（2日目、3日目、4日目）
 - (オ) 上記、(イ)、(ウ)、(エ)の行程に発注者が同行するための移動（2日目、3日目、4日目）

なお、事業実施期間中、中国選手団や韓国選手団から、試合に必要な物品の購入のために、ショッピングセンターに立ち寄りたいたいといった要望があった場合、柔軟に対応すること。

(8) 物品等の手配

次の物品を手配し、対応すること。

- ア 歓迎晩餐会の際、中国・韓国両選手団の団長に渡す記念品（10千円程度の記念品を2個）を発注者と事前に調整の上、納品すること。
- イ 親善試合をする際、神奈川県選手団が中国選手団・韓国選手団に贈る監督用の記念品（3千円程度の記念品を約32個）と選手用の記念品（2千円程度の記念品を約80個）を発注者と事前に調整の上、納品すること。

- ウ 親善試合を開始する際、中国・韓国の両国の監督と交換する記念品（ペナント）を3競技分（サッカー、バスケットボール、卓球を各2枚、計6枚）発注者と事前に調整の上、作製し、納品すること。
- エ 全行程 500ml ペットボトル入りの水を選手団の求めに応じて配付できるように用意しておくこと。
- オ 各試合会場に、氷と水又はスポーツ飲料及び塩分補給タブレット、テーピング等の医薬品を備え置く等、ケガや熱中症対策を行うこと。

(9)パンフレットの作成

全行程のスケジュールやイベントプログラム、食事内容等が記載されたパンフレットを作成し、各地域の選手団へ配布すること。なお、パンフレットは各地域の選手団に対応した言語で作成すること。

(10) 吊り下げ名札の作成

選手団個人の氏名及び国旗が記載された吊り下げ名札を作成し、各地域の選手団個人へ配布すること。なお、名札に記載する氏名は各地域の選手団に対応した言語及び英字で作成すること。

(11)記録写真の撮影

全行程を写真撮影し（3地域の選手団の集合写真を含む）、データで発注者に提出すること。

5 事業報告書の作成及び提出

事業の実施結果や課題・改善点を事業報告書としてまとめ、令和8年11月30日(月)までに、1部提出すること。

6 その他留意事項

- (1) 本事業は、発注者と十分な協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたとき並びに本仕様に定めのない事項が生じたときには、その都度発注者と協議の上、発注者の指示に従い作業を進めること。
なお、発注者は、作業期間中いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (2) 本業務で発生した制作物等の著作権は、発注者に帰属する。
- (3) 本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は、別紙2「個人情報保護に関する特記事項」により適正に実施すること。

7 その他

契約の履行について不明な点がある場合は、事前に発注者と協議すること。

三県省道スポーツ交流事業実行委員会で別途手配する施設一覧

1 宿泊施設

- (1) 施設名
横浜テクノタワーホテル
- (2) 住所
横浜市金沢区福浦 1-1-1
- (3) 実行委員会から当該施設への委託業務内容概要
中国選手団約 53 名、韓国選手団約 53 名の 8 月 24 日（月）から 8 月 28 日（金）までの 4 泊 5 日分の宿泊予約。なお、当日の朝食を含むプランとし、原則、選手を引率する役員等（32 名程度）については、1 名 1 室、選手（74 名程度）については、2 名以上 1 室の部屋割りとする。

2 親善試合会場

- (1) 施設名
アサンテ スポーツパーク（神奈川県立スポーツセンター）
- (2) 住所
藤沢市善行 7 丁目 1 番 2 号
- (3) 概要
サッカー、バスケットボール、卓球の 3 地域の高校生選手による親善試合会場
更衣室及びシャワー設備有

3 歓送迎会会場

- (1) 施設名
ロイヤルホールヨコハマ
- (2) 住所
横浜市中区山下町 90 番地
- (3) 実行委員会から当該施設への委託業務内容概要
神奈川県選手団約 49 名、中国選手団約 53 名、韓国選手団約 53 名への食事（夕食）の提供。マイク、音響、プロジェクター、スクリーン等の設備の使用。

〔個人情報の保護に関する特記事項〕

(秘密等の保持)

第1条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第2条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）その他関係法令等の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

(責任体制の整備)

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者、従事者)

第4条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ発注者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 受注者は、責任者に、従事者が本特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。
- 3 受注者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。
- 4 受注者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

(派遣労働者)

第5条 受注者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第1条に準ずるものとする。

- 2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、発注者に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(従事者等の教育及び研修)

- 第6条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、責任者及び従事者に対し、個人情報保護法における県の機関及び受託者の義務並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。
- 2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、計画を策定し、実施体制を明確にしなければならない。

(再委託の禁止)

- 第7条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理を自ら行うこととし、第三者にその処理を委託（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。第6項において同じ。）への委託を含む。以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 受注者は、個人情報の処理を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。
- (1) 再委託を行う業務の内容
 - (2) 再委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託が必要な理由
 - (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
 - (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
 - (8) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受注者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に適宜報告しなければならない。
- 6 再委託した事務をさらに委託すること（再委託の相手方の子会社への委託を含む。以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容の変更」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、受注者は第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再々委託の相手方における個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 受注者は、発注者の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、発注者に対して個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（個人情報の保有及び取得）

第8条 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を保有するに当たっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならないとともに、特定された目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

2 受注者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（目的以外の利用禁止）

第9条 受注者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報又は発注者から引き渡された個人情報（当該個人情報の全部又は一部を複製等した他の媒体を含む。以下、この特記事項において同じ。）を発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第10条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報を発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

（個人情報の安全管理）

第11条 受注者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報又は発注者から引き渡された個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報を安全に管理しなければならない。

2 受注者は、発注者から個人情報の引き渡しを受けた場合は、発注者に受領書を提出

する。

- 3 受注者は、第1項の個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 受注者は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 受注者は、従事者に対し、身分証明書を常時携帯させ、及び事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 受注者は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや外部記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、発注者が承諾した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 受注者は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 受注者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 受注者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。
- 11 受注者は、個人情報の取扱いに係る情報セキュリティ点検を定期的を実施し、その結果を発注者に報告しなければならない。

（個人情報の帰属及び返還、廃棄又は消去）

第12条 発注者から引き渡された個人情報のほか、この契約による業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の名において、受注者が取得、作成、加

工、複写又は複製等した個人情報は、発注者に帰属するものとする。

- 2 受注者は、委託業務完了時に、発注者の指示に基づいて、前項の個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 受注者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 受注者は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を発注者に提出しなければならない。
- 6 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（漏えい等発生時の対応）

- 第13条 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 受注者は、前項の事態が生じた場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
 - 3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（立入調査等）

- 第14条 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受注者に報告を求めること及び受注者の作業場所（再委託及び再々委託が行われている場合においては、その相手方の作業場所も含む。）を立入調査することができるものとし、受注者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第 15 条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 16 条 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。